

回復期リハビリテーション病棟協会研究大会等における緊急時対応マニュアル

(目的)

1. このマニュアルは、緊急事態による回復期リハビリテーション病棟協会研究大会・各種研修会（以下「研究大会等」という。）の開催を中止・延期（以下「中止等」という。）する場合の決定や対応を定めることを目的とする。
2. 回復期リハビリテーション病棟協会（以下「当協会」という。）は、緊急事態の規模や周辺状況などを判断し、第一に参加者の身の安全確保に努める。
3. 1項で規定する緊急事態とは、次のような不測の事態を言う。
 - ①大規模災害（地震、津波、台風等による風水害・土砂災害、火山噴火などの自然災害）
 - ②原子力発電所等の各施設をはじめとする有害物質を取り扱う施設における漏洩、爆発、火災などの事故災害
 - ③テロ
 - ④感染症
 - ⑤その他研究大会等を中止せざるを得ない事態

(中止等の決定)

4. 研究大会等の中止等は、研究大会長または各種研修担当委員長と常任理事会が協議し、会長が決定する。

(中止等決定の周知)

5. 中止等の周知は、緊急事態の状況などの状況により可能な限りの対応を行うものとし、当協会および研究大会運営事務局が責任をもって行う。
6. 周知方法は次の通りとする
 - 1) 開催の2日前までに研究大会等の中止等を決定した場合
 - ① 当協会ホームページ「研修・研鑽 TOPICS」および研究大会ホームページに掲載する
 - ② メールアドレス登録者に対してはメールで配信する
 - 2) 開催前日または会期中に中止等を決定した場合
 - ① 当協会ホームページ「研修・研鑽 TOPICS」および研究大会ホームページに掲載する

- ② メールアドレス登録者に対してはメールで配信する
- ③ 研究大会会場で中止等の案内を行う

(参加費等の取扱い)

7. 中止等における参加費は次の通り取り扱う。

1) 中止となった場合 (全プログラムが中止の場合)

- ① すでに参加費を支払っている者に対しては、全額を返金する。なお、振込手数料は当協会負担とする。
- ② 参加者の旅費交通費・宿泊費およびそれらのキャンセルに係る費用は、当協会は負担しない。
- ③ 講師への謝金・旅費交通費・宿泊費の支払いは行わない。ただし、講師側ですでに旅費交通費・宿泊費、通信運搬費等の講師に係る費用が発生している場合は、必要な費用を当協会が負担する。

2) 会期中に中止となった場合 (プログラム進行中に中止が決定した場合)

- ① 参加費は返金しない。
- ② 参加者の旅費交通費・宿泊費およびそれらキャンセルに係る費用は、当協会は負担しない。
- ③ すでに行われている講演等の講師に対しては、謝金・旅費交通費・宿泊費・日程変更に伴う旅費交通費・宿泊費のキャンセルに係る費用は、当協会が負担する。また、講演が行われなかった場合でも、講師側ですでに旅費交通費・宿泊費、通信運搬費等の講師に係る費用が発生している場合は、必要な費用を当協会が負担する。

(研究大会等の開催地以外で緊急事態が発生した場合)

8. 研究大会等の開催地以外で緊急事態が発生し、研究大会等への参加が困難となる事態が生じたときは、次の通り取り扱う。

- 1) 研究大会長または各種研修担当委員長および常任理事会ならびに当協会事務局は、緊急事態の状況を把握し、対応を協議する。
- 2) 研究大会長または各種研修担当委員長は、必要に応じプログラムや講師の変更を行う。
- 3) 緊急事態により参加が困難となった者への払込済み参加費は、緊急事態を証明する書類を添えて本人から申し出があった場合、参加費を返金する。この場合、振込手数料は当協会負担とする。
- 4) 旅費交通費・宿泊料およびそれらのキャンセルに関する費用は、当協会は負担しない。
- 5) 行われなかった講師への謝金・旅費交通費・宿泊費の支払いは行わない。ただし、

講師側ですでに旅費交通費・宿泊費、通信運搬費等の講師に係る費用が発生している場合は、必要な費用を当協会が負担する。

(支払等の役割分担)

9. 本マニュアルに従って行う返金あるいは支払いは、研究大会においては研究大会運営事務局が、研修会においては協会事務局が行う。

(未発表演題の取扱い)

10. 緊急事態により参加が不可能となった発表者の演題は未発表の扱いとし、研究大会抄録から削除する。また、抄録印刷後に発表取消しとなった場合も、引用および業績としての扱いはできないものとする。

11. 発表予定だった研究内容は、他学会等への応募ができるものとし、次期研究大会での発表を希望する場合は、抄録内容に変更がない場合に限り、査読を省略し採択とする。

12. 未発表演題の取扱いについては、研究大会ホームページおよび当協会ホームページに掲載するとともに、該当者に対して研究大会運営事務局から通知を行う。

(マニュアルの制定および改廃)

13. 本マニュアルは理事会の承認を経て会長が制定し、改廃も同様とする。

附 則

1. 本マニュアルは、2020年5月30日から施行する。